

亀岡市告示第185号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項に規定する指定公金事務取扱者を次のとおり指定したので、同条第2項及び亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）第48条第2項の規定により告示する。

令和8年9月1日

亀岡市長 桂 川 孝 裕

1 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

名 称 一般社団法人亀岡市観光協会

所在地 亀岡市追分町谷筋25番地30

2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等

次に掲げる冊子の売払代金

「京都・亀岡 暮らしと、ところ。」

「Kyoto-kameoka Hidden gem」

3 指定をした日

令和8年9月1日

4 委託期間

令和8年9月1日から令和9年3月31日まで